

# 釜石市児童生徒就学援助要綱

平成17年4月1日

教育委員会告示第2号

(趣旨)

第1 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第25条及び第40条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる法第23条に規定する学齢児童又は法第39条第2項に規定する学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対して行う援助(以下「就学援助」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 就学援助を受けることができる者は、市の区域内に住所を有し、小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒の保護者又は市の区域外に住所を有し、釜石市立の小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者

(2) 前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた者

(就学援助の方法及び範囲)

第3 就学援助の方法は、別表第1費目の欄に掲げる区分に応じ、同表対象経費の欄に定める経費(以下「就学援助費」という。)を支給することにより行うものとする。

2 就学援助の範囲は、別表第2対象者の欄に掲げる区分に応じ、同表就学援助の範囲欄に定めるとおりとする。

(就学援助費の額)

第4 就学援助費の額は、予算の範囲内で当該就学援助の費目ごとに教育長が別に定める。

(申請)

第5 就学援助費の支給を受けようとする保護者は、毎年度、当該児童生徒の在籍する学校の長(以下「校長」という。)を経由し、教育長に対して就学援助の申請を行わなければならない。

(認定)

第6 教育長は、第5に定める申請があった場合は、これを審査し、就学援助の認定の可否を決定するものとし、その結果を校長を経由して保護者に通知する。

2 教育長は、前項の審査に当たっては、必要に応じ民生委員の助言を求めるものとする。

(目的外使用の禁止)

第7 就学援助費の支給を受けた保護者(以下「被援助者」という。)は、当該就学援助費を支給する目的以外に使用してはならない。

(援助の取消し等)

第8 被援助者は、就学援助を必要としなくなったときは、直ちにその理由を付して、教育長に就学援助の取消しの申出をしなければならない。

- 2 教育長は、被援助者が第2に規定する受給資格を有しなくなったと認められるとき又は前項の申出があったときは、就学援助の認定を取り消すものとする。
- 3 教育長は、被援助者が虚偽の申請その他不正の手段により就学援助を受けた場合又はこの要綱の規定その他この要綱に基づく指示に違反した場合は、就学援助の認定を取り消し、既に交付した就学援助費があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1(第3関係)

費 目	対 象 経 費
学用品費	児童生徒が通常必要とする学用品の購入費
通学用品費	小学校の第2学年以上の学年に在籍する児童又は中学校の第2学年以上の学年に在籍する生徒が通常必要とする通学用品の購入費
校外活動費	児童生徒が校外活動(学校以外に教育の場を設けて行われる学校行事としての活動をいう。)に参加するため、直接必要な交通費及び見学料
通学費	次に掲げる児童又は生徒が通学のために公共の交通機関を利用した場合の交通費 (1) 通学距離が4キロメートル以上である児童 (2) 通学距離が6キロメートル以上である生徒 (3) 特殊学級において教育を受ける児童又は生徒
修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加するため、直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
体育実技用具費	小学校又は中学校の体育の授業に必要な体育実技用具の購入費
新入学児童生徒学用品費等	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
医療費	児童生徒が学校保健法施行令(昭和33年政令第174号)第7条に規定する疾病の治療に要した医療費の自己負担分
学校給食費	児童生徒の保護者が負担すべき学校給食費

別表第2(第3関係)

対象者	就学援助の範囲		
	市の区域内に住所を有し、釜石市立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒に係るもの	市の区域内に住所を有し、釜石市立以外の小学校又は中学校に在籍する児童生徒に係るもの	市の区域外に住所を有し、釜石市立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒に係るもの
第2第1号に該当する保護者のうち、法に基づく教育扶助を受けている保護者	修学旅行費及び医療費	修学旅行費	医療費
第2第1号に該当する保護者のうち、法に基づく教育扶助を受けていない保護者及び第2第2号に該当する保護者	学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、医療費及び学校給食費	学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費及び新入学児童生徒学用品費等	医療費及び学校給食費